

第5次和泉市障がい者計画、第8期和泉市障がい福祉計画
及び第4期和泉市障がい児福祉計画策定業務委託
公募型プロポーザル実施要領

令和7年6月

和泉市 福祉部 障がい福祉課

1. 業務の概要

(1) 委託業務名

第5次和泉市障がい者計画、第8期和泉市障がい福祉計画及び第4期和泉市障がい児福祉計画策定業務

(2) 目的

和泉市では、障害者基本法に基づく障がい者計画(令和9年度から令和14年度まで)、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法に基づく障がい福祉計画及び障がい児福祉計画(令和9年度から令和11年度まで)の策定業務を委託するにあたり、豊富な経験と高度な専門知識を有する事業者から提案された企画等を審査・評価するプロポーザルを実施する。

(3) 業務内容

第5次和泉市障がい者計画、第8期和泉市障がい福祉計画及び第4期和泉市障がい児福祉計画策定業務委託仕様書のとおり

(4) 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日(水)まで

2. 契約方法・時期

(1) 契約方法

選定結果に基づく優先交渉権者との交渉による随意契約

※契約内容は、委託者と優先交渉権者が協議の上、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。企画提案書等に記載、選定時に評価した事項については、原則として契約時の仕様に反映するものとする。

優先交渉権者との交渉が不調となった場合は、次点交渉権者と交渉を行う。

(2) 契約締結予定時期

令和7年8月上旬頃

(3) 契約金額

提案された見積書の金額(消費税及び地方消費税を含む)の範囲内とする。

(4) 契約保証金

本業務の契約に係る契約保証金は、契約金額の10/100以上とする。(ただし、利子は付さない。)

ただし、和泉市財務規則第104条第3号又は第4号に該当する場合は、契約保証金を免除することがある。

3. 提案限度額

13,200,000円(消費税及び地方消費税込み)

以下、上限価格の内訳①、②の合計した金額を提案限度額とし、内訳をいずれかでも超過した場合は失格とする。

①令和7年度にかかる費用 6,490,000円

②令和8年度にかかる費用 6,710,000円

※支払いは、別添「第5次和泉市障がい者計画、第8期和泉市障がい福祉計画及び第4期和泉市障がい児福祉計画策定業務委託仕様書」に記載された業務が完了し、完成検査終了後とする。

4. 参加資格

- (1) 法人格を有していること
- (2) 本市における令和6年度・令和7年度の入札参加資格の認定を受けている者又は、資格を有していない者で、以下の書類(発行日から3か月以内)が提出できる者
 - ① 印鑑証明書の写し
 - ② 商業登記簿謄本(登記事項証明書)(写し可)
 - ③ 法人の財務状況に関する書類の写し(直近の決算書、損益計算書、貸借対照表等)
 - ④ 国税の納税証明書「その3の3」の写し
 - ⑤ 直近2年間の、市税の納税証明書の写し(※本店、支店、営業所等が和泉市に存する場合のみ)
 - ⑥ 委任状(様式4) ※登記事項以外の者(支店等)に本業務の権限を委任する場合
 - ⑦ 使用印鑑届(様式5)
 - ⑧ 暴力団排除に関する誓約書(様式6)
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により、更生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (5) 民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により、再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (6) 和泉市入札参加有資格業者指名停止要綱(平成17年制定)に基づく指名停止又は指名回避措置及び和泉市契約関係暴力団排除措置要綱(平成24年制定)に基づく入札等除外措置を提出要請日から契約候補者特定の日までにおいて受けていないこと。
- (7) 事業者、事業者の役員又は従業員(以下、「事業者関係者」という。)が過去から現在にかけて暴力団、暴力団員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力(以下、「反社会的勢力」という。)でなく、事業者関係者が反社会的勢力に対し、出資、貸付、資金提供等の便宜を図っておらず、自ら意図して交際したり、維持・運営に協力若しくは関与していないこと。
- (8) 法人税、消費税及び地方消費税の未納がないこと。
- (9) 提案に要する費用は当該事業者が負担すること。
- (10) 和泉市で行う打ち合わせに常時参加できる体制をとれる者であること。
- (11) 平成27年度から令和6年度において、国又は地方公共団体から、障がい者計画、障がい福祉計画、障がい児福祉計画、高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画又は地域福祉計画の策定業務を受託し、履行完了した実績が1件以上あること。
- (12) 情報セキュリティ認証(ISMS、プライバシーマーク等)の取得があること。

5. 実施要領等の配布

配布方法: 必要書類については、和泉市ホームページからダウンロードしてください。

<https://www.city.osaka-izumi.lg.jp/kakukano/fukusibu/syoufukusika/top/22063.html>

6. 関係書類の提出について

I. 参加申込み

(1) 提出期限

令和7年6月25日(水)17:00必着

(2) 提出方法

直接持参又は郵送(※閉庁日を除く9時から17時の間)

※提出後、本市あて「shoufuku@city.osaka-izumi.lg.jp」に件名「【事業者名】和泉市障がい者計画等策定業務委託_参加申込み」と記載し、事業者確認用の電子メール(以下、「確認用メール」という。)を送信すること。今後は、確認用メールアドレスあてに各種通知等の電子メールを送信する。

(3) 提出書類

- ①参加表明書(様式1)
- ②公募参加条件確認書(様式2)
- ③「4. 参加資格」(2)①～⑧の書類(本市における令和6年度・令和7年度の入札参加資格を有していない者のみ)
- ④業務経歴書(様式3)
- ⑤会社の概要がわかる資料(パンフレット等、任意様式)
- ⑥情報セキュリティ認証取得書類の写し

(4) 参加承認の通知

提出された参加表明書・参加条件確認書を本市が審査し、事業者に対して電子メールにて承認の有無についての通知をする。なお、電子メール受信後は直ちに受信確認として返信すること。

※参加表明書・参加条件確認書の審査で承認が得られなかった場合、和泉市から要請した事項に限り、受付期限内であれば、参加表明書・参加条件確認書の再提出を認める。

II. 質疑書(様式7)の提出

(1) 提出期限

令和7年6月27日(金)17:00

(2) 提出方法

電子メール

(3) 質問内容

企画提案書等の作成、企画提案書等の提出に係る事項、プレゼンテーション実施に関する事項、その他業務実施に関する事項に限る。

※質疑がない場合も「質疑なし」等を記載いただき、メールを送信してください。

(4) 質疑回答

質疑事項を取りまとめ、「参加表明書」提出者すべてに、同一内容の回答書を令和7年7月1日(火)までに確認用メールアドレスあてに送付する。なお、電子メール受信後は直ちに受信確認として返信すること。

Ⅲ. 企画提案書等の提出

(1) 提出期限

令和7年7月11日(金)17:00必着

(2) 提出方法

直接持参又は郵送(簡易書留郵便に限る。) ※閉庁日を除く9時から17時の間

(3) 提出書類

②～⑥を7部(正本1部、副本(写)6部)、⑦⑧を1部提出すること。また、①企画提案書表紙(様式8)を正本の表に付すこと。

※正本とは、所在地・社名・代表者名を記載し、社印・代表者印又は本市登録印を押印したものをいい、副本とは、所在地・社名・代表者名等の社名を特定できる情報を記載せず、社印・代表者印を押印していないものをいう。

①企画提案書表紙(様式8)

②企画提案書(任意様式) ※作成方法は、下記(4)のとおりとする。

③業務実施体制図(様式9)

本業務を受託した場合の業務実施体制図(指揮命令系統を明示)を記載すること。

④配置予定担当者調書(様式10)

本委託業務実施時に担当する者を記載すること。原則、本委託業務完了まで主担当者、担当者の変更は認めないものとする。

⑤業務全体スケジュール(任意様式)

別添仕様書に基づき、工程表を作成すること。

⑥審査基準表(様式11)

提案書ページ欄に、各項目に該当する企画提案書のページを記入すること

⑦提案価格書(様式12)

提案限度額及び上限価格の内訳を超えないこと。※厳重に封入し、提出すること。

⑧見積書(任意様式)

提案価格書の根拠となる明細を記載すること。事業所名等を記載、押印すること。

(4) 企画提案書(任意様式)の作成方法

①様式

・目次とページ番号を付して、A4両面印刷、30枚以内(目次を除く)とすること。

※スケジュール等、資料の作成上A3版を利用した方が分かりやすい場合は、A3版の利用も可とします。

・説明文のほか図表やイラスト等を用いて選定委員に伝わりやすいよう工夫すること。

②内容

・下記のア～ケの項目順に業務の進め方、手法等の技術的な提案について企画提案の主旨やアピールポイントなどを簡潔にわかりやすく具体的に記載すること。

なお、提案限度額の範囲において、専門的見地から有益と思われる事項については、仕様書に定めた業務外であっても提案可能とする。

ア. 施策の動向

イ. 現状分析及び課題の抽出・整理

ウ. 市民・事業所等へのアンケート調査(項目の考え、回収率向上)

エ. 関係団体、関係機関等のヒアリング調査

オ. ワークショップ

カ. 庁内会議支援

キ. 計画策定の考え方(政策の動向、地域福祉計画を踏まえて論理的な構成)

ク. 計画の進捗管理

ケ. デザイン・レイアウト・編集・表現

・企画提案書は、責任を持って実行可能な内容とし、これらの内容を説明できる具体的な根拠を必ず示すこと。

7. 選定について

(1) 第1次審査

① 実施内容

選定日: 令和7年7月14日(月)

選定方法: 提案書等について審査基準に基づき事務局にて書類審査

選定者数: 3者

審査基準: (別表1-1) 審査基準表のとおり。同点の場合は、業務実績の点数が高い者を上位とする。業務実績の点数が同じ場合は、価格の点数が高い者を上位とする。

結果通知: 提案者全員に確認用メールアドレスあてに令和7年7月16日(水)までに通知する。

※提案者が3者以下の場合は、第1次審査を省略します。

(2) 第2次審査

① 実施内容

選定日: 令和7年7月24日(木) ※開始時間等の詳細は別途通知する。

場所: 和泉市役所内

選定方法: 企画提案書とプレゼンテーション及びヒアリング審査

提案時間: 1者につき40分程度(プレゼンテーション20分、ヒアリング20分)

審査基準: (別表1-2) 審査基準表のとおり。

・価格評価点以外の点数が5割を超えた者のなかで、価格評価点を含めた合計得点が最も高い者を優先交渉権者、2番目に高い者を次点交渉権者とする。

・価格評価点を含めた合計得点が2者以上で同点の場合は、価格評価点以外の点数が高い方を優先する。価格評価点以外の点数が同じ場合は、審査基準表の項目のうち、「計画策定の考え方」、「アンケート調査以外の現状把握」及び「市民・事業所等へのアンケート調査」の合計得点が大きい方を優先する。さらにその合計得点も同点である場合は、最も低い提案価格を提示した提案者を選定する。

- ・提案者が1 者の場合においても、選定を実施し、価格評価点以外の点数が5割を上回る場合は、優先交渉権者として選定の上、本業務契約締結に向けた交渉を行う。

結果通知:提案者全員に令和7年7月下旬頃までに書面で通知する。

②留意事項

- ・出席者は3名以内とし、主担当者の予定となる者は必ず出席すること。
- ・会社名を特定できるようなものは身に着けてはならない。
- ・プレゼンテーションは、企画提案書のみに基づいて行うこと。
- ・会場内のスクリーン・プロジェクターのみ用意しているため、パソコン等その他プレゼンテーションを行うために必要なものは、各自で用意すること。
- ・選定委員会実施中において、他の参加事業者の情報は一切提供しない。
- ・プレゼンテーション及びヒアリングによる審査時は、記録等として録音する。
- ・会場内での発言については、企画提案書と同等の取扱いとする。
- ・議事録の作成について、優先交渉権者となった事業者は速やかに議事録を提出すること。また、優先交渉権者との交渉が不調となった場合は、次点交渉権者が提出すること。

8. スケジュール

項番	内容	日時
1	参加申込み	令和7年6月25日(水)17:00必着
2	質疑書の提出	令和7年6月27日(金)17:00必着
3	質疑への回答	令和7年7月1日(火)
4	企画提案書の提出	令和7年7月11日(金)17:00必着
5	第1次審査(書類審査)	令和7年7月14日(月)
6	第1次審査結果通知	令和7年7月16日(水)
7	第2次審査(プレゼンテーション)	令和7年7月24日(木)
8	選定結果通知	令和7年7月下旬

9. 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。また、優先交渉権者が契約締結するまでの間に次のいずれかに該当した場合又は該当していることが判明した場合は、優先交渉権者の決定を取り消し、その者とは契約を締結しない。

- (1) 審査結果通知日までに提案者が指名停止等プロポーザル参加資格要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出期限までに書類が提出されない場合
- (3) 提出書類に不備がある場合(軽微な場合を除く。)
- (4) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (5) 著しく信義に反する行為があった場合
- (6) 契約を履行することが困難と認められる場合
- (7) 企画提案書等の記載内容が法令違反など著しく不適当な場合
- (8) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (9) その他公平な競争の妨げになる行為・事実があったと本市が判断した場合

10. 参加事業者が1者、又はない場合の取扱い

参加事業者が1者になった場合においても、予定通り選定を行う。

また、参加事業者がない場合は、一旦プロポーザルの実施を中止し、業務の内容等について再検討の上、改めて募集を行うこととする。

11. 選定結果の通知

優先交渉権者選定後、提案者全員に対して通知を行う。

12. 選定結果の公表・内容

優先交渉権者の選定後、次の内容を本市ホームページにて公表する。

- ① 優先交渉権者の名称及び総合得点
- ② 全参加者の名称(辞退、失格等含む申込み順)
- ③ 全提案事業者の名称(申込み順)
- ④ 全提案事業者の総合得点(得点順)
- ⑤ 全提案事業者の、採点項目ごとの各委員の点数
- ⑥ 優先交渉権者の選定理由(講評ポイント)
- ⑦ 選定委員の所属及び氏名

※③と④及び③と⑤の対応関係は明らかにしない。

※提案事業者が2者の場合は、優先交渉権者の総合得点は公表するが、残りの1者の総合得点は公表しない(①②

③⑥⑦は公表するが、④⑤は公表しない。)

13. 留意事項

- (1) 本提案に係る諸経費は提案事業者の負担とする。
- (2) 提案事業者は第二次選定において、議事録を作成することとし、優先交渉権者に決定した場合は、当該議事録を

提出すること。

- (3) 優先交渉権者が正当な理由なく契約を締結しないときは提案金額(消費税及び地方消費税を除く)の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。
- (4) 提出物は返却しない。
- (5) 提出した書類の差し替え、修正、加筆等は認めない。ただし、和泉市から要請した事項についてはこの限りでない。
- (6) 提出のあった提案書等は、委託事業者の選定審査の目的のみに使用し、他の目的に使用しない。
- (7) 参加表明書の提出後に辞退する場合は、プレゼンテーションの前日までに参加辞退届(様式13)を提出すること。
- (8) このプロポーザルに関する情報公開請求があった場合は、和泉市情報公開条例(平成10年和泉市条例第32号)に基づき、提出書類等を公開する場合があります。

14. 問い合わせ(担当部署)

〒594-8501 大阪府和泉市府中町二丁目7番5号

和泉市 福祉部 障がい福祉課

TEL:0725-99-8133(直通)

FAX:0725-44-0111

メール: shoufuku@city.osaka-izumi.lg.jp